

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府和泉市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律(昭和57年法律第80号)その他の後期高齢者医療保険に関する法律及び条例に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合とデータ連携、保険料収納業務を行っている。 特定個人情報ファイルは、高齢者の医療に関する法律、その他の後期高齢者医療保険に関する法律及 ①保険給付・資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保健事業
③システムの名称	・広域連合後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、88、93、106の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(80、81、82の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2、第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市市民生活部 保険年金室
②所属長の役職名	保険年金室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月24日	I 1③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・団体内統合宛先システム ・庁内連携システム ・宛先システム ・中間サーバー ・中間サーバー-GW	・大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・後期高齢者医療システム ・団体内統合宛先システム ・庁内連携システム ・宛先システム ・中間サーバー ・中間サーバー-GW ・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	周知のため
平成27年4月1日	I 5②所属長	保険年金室長 宇澤 良一	保険年金室長 川上 秀佳	事後	
平成27年10月1日	II 1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	II 2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成29年2月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項 別表第1(59の項)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	
平成29年2月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(80、82、83の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、88、93、106の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(80、81、82の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2	事後	
平成31年3月6日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
平成31年3月6日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成31年2月26日時点	事後	
平成31年3月6日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成31年2月26日時点	事後	
平成31年3月6日	II 5②所属長の役職名	保険年金室長 川上 秀佳	保険年金室長	事後	様式変更による
平成31年3月6日	I 1③システムの名称	・大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・和泉市後期高齢者医療システム	・広域連合後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療システム	事後	
令和2年3月6日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月26日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和2年3月6日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月26日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和3年3月1日	I 5①部署	和泉市生きがい健康部保険年金室	和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和3年3月1日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒594-8501 大阪府和泉市中町二丁目7番5号 大阪府和泉市生きがい健康部保険年金室	〒594-8501 大阪府和泉市中町二丁目7番5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和3年3月1日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年3月1日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和4年10月1日	I 4②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、88、93、106の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(80、81、82の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、88、93、106の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(80、81、82の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2、第43条の2の2	事後	
令和4年10月1日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年10月1日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	